

東京都行政書士会北支部広報



第36号

2017年10月1日発行

発行人 溝口 庸一

編集人 吉村 信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

北支部・板橋支部合同による相続セミナーを開催しました！

平成29年6月4日（日）、株式会社千代田セレモニー様主催のイベント「大感謝祭」において、東京都行政書士会北支部・板橋支部の合同で、行政書士による相続セミナーを実施しました。

このイベントは、葬祭業を行う千代田セレモニー様が年1回行っているもので、今年は行政書士による相続セミナーを開催したいというお話を頂いた北支部会員からの紹介で実現されました。

同社の赤羽駅南口ホール（北区）と赤塚ホール（板橋区）での同時開催をしたいという要請を受けたことから、板橋支部にご協力いただき、北区のホールでは北支部、板橋区のホールでは板橋支部から講師を選ぶという形で実施いたしました。

当日のセミナーは、相続や遺言に関する話題ということから、気軽に楽しく聞ける内容であることを意識して、資料を少なめにしたり、カラーで分かりやすくするなどの工夫をいたしました。

また、午前と午後に行うことに加え、北区、板橋区の各会場ごとに2部屋で同時に講義を行うことから、講師によって内容が違わないように内容の統一性を図るための打ち合わせを行うなどの事前準備を行いました。

当日は、どちらの会場も午前と午後を合わせて定員が140名のところ、多数の方にご参加いただきました。同じ日に別々の会場で、それぞれの地域の行政書士がセミナーを行うことで、多くの地域に行政書士が存在すること、行政書士が相続・遺言の専門家であることがアピールできたと思います。今後も地域に根差した活動として継続していきたいと考えています。

（副支部長・地域支援委員会委員長：山賀良彦）



板橋支部・花谷会員

板橋支部・斉藤会員



北支部・中村会員

北支部・関口会員

北支部・立川会員

北支部・吉村会員

地域の勉強会・セミナーに行政書士を派遣します!!



町内会や自治会、サークルなどで、法律の専門家を呼んで勉強会やセミナーを開催したい、そんなときは東京都行政書士会北支部にご相談ください!!

★ 3,4人の少人数でもOK! ★ 複数の講師によるグループ指導も可能!

身近な街の法律家・**行政書士を派遣**いたします。

相続、遺言、成年後見などの題材の他、ご希望に合わせて**オーダーメイド**で講義内容を作成いたします。お問合せは**03-5963-7437**にお電話または、メール **info@kitashibu.tokyo** にご連絡ください。

※ お打合せ、資料の準備等が必要となりますので、セミナー・勉強会開催の2ヵ月前までにご予約ください。



夏の懇親会を開催しました

平成29年8月4日（金）、銀座アスター赤羽賓館にて、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催夏の懇親会を開催いたしました。

ご来賓に太田昭宏衆議院議員、北区選出の都議の皆様など、北支部の活動にご理解・ご協力をいただいている方々をお招きし、支部会員との懇親・交流

の場とさせていただきます。

本年は例年と趣向を変えて立食形式といたしました。それにより出席者同士の懇親もすすんだようで、会場のあちこちで賑やかな笑い声の聞こえる盛会となりました。

（広報部長：吉村信一）



溝口庸一 支部長



徳山義行 政連支部長



常住豊 会長



左から太田昭宏衆議院議員、大松あきら都議会議員、曽根はじめ都議会議員、おときた駿都議会議員、高木けい前都議会議員
他多数のご来賓の方々にご参加いただきました



会場での懇親の様子



参加者全員で記念撮影

ご来賓ご芳名

衆議院議員

東京都議会議員

東京都議会議員

東京都議会議員

前東京都議会議員

北区議会議員(自由民主党)

北区議会議員(自由民主党)

北区議会議員(公明党・幹事長)

北区議会議員(日本共産党)

北区議会議員(民進クラブ)

北区議会議員(社会民主党)

北区議会議員(日本維新の会)

太田 昭 宏 様

大松 あきら 様

曽根 はじめ 様

おときた 駿 様

高木 けい 様

椿 くにじ 様

戸枝 大幸 様

稲垣 浩 様

福島 宏紀 様

花見 たかし 様

佐藤 ありつね 様

吉岡 けいた 様

北区立小学校校長会会長

滝野川第五小学校校長

北区立中学校校長会副会長

明桜中学校校長

東京教師養成塾教授

前桐ヶ丘郷小学校校長

王子公証役場公証人

王子公証役場公証人

永野・山下法律事務所 弁護士

東京都行政書士会

行政書士ADRセンター東京センター長

(株)日本政策金融公庫上野支店支店長

(株)日本政策金融公庫板橋支店支店長

城北信用金庫ソリューション事業部部長

第一勧業信用組合東十条支店支店長

第一勧業信用組合尾久支店営業課課長

山口 宗彦 様

小林 誠 様

木村 良平 様

久我 泰博 様

横田 信之 様

山下 敏雅 様

光 永 謙太郎 様

阿部 正樹 様

黒岩 千春 様

中山 正人 様

菊地 幸則 様

堀井 真司 様

平成29年度東京都行政書士会定時総会レポート

平成29年5月30日（火）、なかのZERO大ホールにて東京都行政書士会定時総会が開催されました。代議員総数620名のうち、北支部からは12名の代議員が出席いたしました。

小池百合子東京都知事をはじめ多くのご来賓の皆様より祝辞をいただき、各議案の審議に入り、議案すべてについて承認可決されました。

今年度は会長選挙の年にあたり、北支部の前支部長である常住豊現会長が立候補されました。立候補者が常住豊現会長1名であったため、本会役員選任規則第29条に基づき無投票当選となる旨、選挙管

理委員長が宣言し、常住豊会長に当選証書が手渡されました。

常住豊会長が掲げる活動理念、「そうだ行政書士に相談しよう」という気運を高められるよう、北支部としても一丸となって地域に根差した活動を展開していきたいと思えます。

なお、同日同所において、東京行政書士政治連盟大会も開催され、こちらも恙なくすべての議案について承認可決されました。

（副支部長：山本恵美子）

～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．

“そうだ行政書士に相談しよう”という気運を高めよう!!



平素より、北支部の会員の皆様には、東京会の活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

5月30日開催の東京都行政書士会定時総会で実施された会長選挙において、大勢の皆様のご支援により再選することができました。心より御礼申し上げます。

東京会では、平成29年度も活動理念として「“そうだ行政書士に相談しよう”という気運を高めよう!!」とさせていただきます。地域住民の方々から、行政書士が生活圏にいる、まさに身近な良き相談者として、地域に必要な不可欠な有益な国家資格者としての位置づけを確固たるものにしていきたいと存じます。

この活動理念を受けて、基本方針としては「“3つの共生”を掲げて、地域住民に愛され、期待され

る活動の基礎をつくる。」としました。“3つの共生”とは、地域との共生、役所との共生、他士業者との共生です。中長期的には、国際化における多文化との共生をも目指します。

この中でも、地域密着型の国家資格者である私たち行政書士は、地域との共生がもっとも重要であると考えます。具体的な施策としまして、①地域金融機関との連携、②自治会・町会との連携、③法教育の推進、④空き家対策の推進を図ってまいります。北支部の会員の皆様におかれましては、地域の役員を積極的に引き受けるなどして、近隣の方々の悩み相談を担当することをおして、地域の相談役を目指し、行政書士の存在をアピールしていただきたいと存じます。

今後とも、ご理解、ご支援をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

（東京都行政書士会会長：常住豊）

～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．～．．．．．

東京都行政書士会役員一覧（北支部会員）

氏 名	役職	氏 名	役職
常住 豊	会長	浦部 隆義	理事、国際部部長、申請取次業務適正化委員会委員
雨谷 幹彦	理事、市民法務部部長	山本 恵美子	理事、行政書士ADRセンター東京次長、苦情解決支援委員会委員
竹田 紘己	国際部部員	石原 丈路	市民法務部部員
山賀 良彦	法教育推進特別委員会委員長	溝口 庸一	行政書士制度研究特別委員会委員
小島 晴美	空家対策特別委員会委員		

東京行政書士政治連盟役員一覧（北支部会員）

氏 名	役職	氏 名	役職
島岡 清美	副会長	徳山 義行	国会等選挙対策委員会副委員長





新入会員向け業務研修会を開催しました



木村光義講師

平成29年6月8日(木)18時30分より、赤羽会館第二集会室にて平成26年1月から平成29年6月までに入会した会員を対象とした業務研修会を開催し、新入会員6名を含む18名が参加しました。

研修会は、東京都行政書士会総務部員として、会員に対して職務上請求書の適正利用に関する指導を行っている木村光義副支部長を講師として、「職務上請求書の使用方法和留意点」というテーマで行いました。

職務上請求書は、当事者の委任状がなくても第三者の戸籍や住民票を取得することのできる書類で、行政書士のほか、弁護士、司法書士など8つの士業者が使用することができます。第三者の個人情報容易に取得することのできるため、犯罪・不正行為の温床になることもあり、使用にあたっては高い倫理意識が求められます。

木村講師からは「業務の種類欄には書類作成業務にあたるものを記載すること」「請求の理由を具体的に記入すること」など使用上の注意点について説明が行われました。

講義後の質疑応答の際には、各参加者から事例を交えたさまざまな意見があり、活発な議論が交わされました。新入会員にとっては先輩会員の業務事例の一端を垣間見ることのできる研修となり、また、ベテラン会員にとっても、取扱い業務によっては普段あまり職務上請求書を利用することがないため、新鮮な情報を得る機会となったようです。



研修会終了後は、赤羽駅前の居酒屋に移動し懇親会が設けられました。私も新人時代、支部の先輩方との繋がりに大いに助けられた記憶があります。東京都行政書士会北支部では、新入会員の皆様に積極的に参加していただき、繋がり作りに役立つ支部活動を実践してまいります。

(広報部長：吉村信一)



相談員研修会を開催しました

平成29年6月15日(水)19時より、北とぴあ901会議室にて相談員研修会を開催しました。

この研修会は東京都行政書士会北支部が年に一度行っているもので、区役所ロビー等で実施している当支部主催の相談会において、相談員として活動するために受講必須となっております。今年度は他支部会員2名を含む、計31名が受講いたしました。

第一部「相談員としての心構えと注意点」の説明ののち、第二部では、行政書士ADRセンター東京の光永謙太郎センター長を講師に迎え、「相談業務における対話技法」と題して、ADRセンターが行っている対話促進型調停の技法を応用した傾聴トレーニング、対話技法トレーニングなどのロールプレイを行いました。

普段の相談業務において、我々行政書士は適切に対応したつもりでも、相談者の方からは「話をきちんと聞いてもらえなかった」という不満・ミスマッチが起こる場合があります。そのミスマッチを解消するためには、相談事案における法律問題だけでなく、相談者の心の声を汲み取るスキルが必要になってきます。

本研修会は、ベテラン会員も毎年受講しておりますが、行政書士としての初心に帰ることのできる貴重な機会となっています。東京都行政書士会北支部ではこれからも本研修会を実施し、業務研鑽に努めてまいります。

(広報部長：吉村信一)



参加者によるロールプレイの様子。それぞれ聞き手役、話し手役となって、「相手の言ったことを別の言葉で言い換える」などの課題に取り組みます。

渉外戸籍届出実務研修会を開催しました



神部栄一講師

平成29年8月1日(火)18時30分より、北とびあ第一研修室にて、北区区民部戸籍住民課主任主事である神部栄一様を講師にお招きし渉外戸籍届出実務研修会を開催いたしました。

渉外戸籍届出とは、外国における日本人の出生・死亡などの身分変動や婚姻・離婚などの身分行為及び日本に住む外国人の身分変動や身分行為に関する手続きのことをいいます。我々行政書士にとっては外国人の人権問題など、深く国際業務に携わっていないとあまりなじみのない分野です。

北支部研修部では、北区内の公証人の方など、定期的に外部の専門家をお招きして研修を行っておりますが、今回は現役の戸籍住民課職員をお招きし、「どういった根拠法令や通達等で構成されているのか」「実際の実務運用のところはどうか」といった現場の声を拝聴すべく研修会を企画しました。

今回は日程の都合で会報(行政書士とうきょう)での告知ができなかったものの、北支部会員の積極的な情報発信により、他支部会員13名を含む36名の参加となり、この分野への関心の高さが表れる結果となりました。

神部講師には、外国人と日本人、日本に住む外国人同士、海外に住む日本人同士の婚姻・離婚、出生や認知に関する話を、関連法令等の根拠に基づき中国、台湾、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、バングラデシュ、インドなどの具体的な事例に則してお話いただき、この分野に精通した行政書士にとっても

聞きごたえのある研修となりました。

また、この研修には行政書士のほか、区役所の現役の職員の方が10名程受講されており、内部の職員に向けても、深く濃い内容であったことが伺えました。

常住豊東京都行政書士会長は研修会後の挨拶で、「人口減少社会にあって、今後日本に居住する外国人の数は増加し、それに伴って渉外戸籍業務に関するニーズも高まるが見込まれる。行政書士の業務確立のため、ぜひ積極的に渉外戸籍の実務に取り組んでいただきたい。」と受講者への期待を述べられました。

神部講師からは、「今回の渉外戸籍の分野だけでなく、定期的に区役所職員と行政書士の勉強の場を設けては。」とのご提案もいただきました。北支部研修部では、今後も常住会長の掲げる「役所との共生」の一環としてこういった役所と連携した勉強の場を企画し、提供していきたいと考えております。

(研修部員：立川悦史)



教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座開催報告

平成29年7月19日(水)北区立荒川小学校にて「教員のためのコミュニケーションスキルアップ講座」を開催いたしました。この講座は、北区教育委員会からの委託事業として継続的に取り組んで開催しているものです。

特に今回、校長先生より「若い世代の保護者・若い世代の教員同士のコミュニケーションが、その手段も含め今までと変わってきている時代背景の中、コミュニケーション能力を個々の教員の力量の問題と片付けず、テクニックの一つとして学んでもらいたい。その契機となるような場を特に若年層の教員に提供してあげたい。」と我々の活動に深いご理解とご賛同をいただいたの開催となりました。

講座では、行政書士ADRセンター東京センター長である光永謙太郎先生が講師を務め、対話型調停技法取得により、問題解決だけでなく、そもそもの問題・トラブルを回避するスキルを向上させることができるなどのメリットを説明し、その後教員の方々に2人1組で話し手役・聞き手役になって「聞く(傾聴)」「伝える(言い換え)」の技法を実践練習(ロールプレイ)していただきました。

ロールプレイを体験された教員の方からは、「こういった技法を意識して用いて受け答えするのは、考えていたより意外と難しかったです。」「普段から、こういった場面ではこう言われたらこう聞いてこう返そうなどと想定しておく、と、咄嗟の時に慌てなくてすみそうです。」「などの感想が聞かれました。

今後も北支部では地域支援の一環として学校問題解決サポート活動を続けてまいります。

(学校問題解決サポート委員会副委員長：立川悦史)





北区をゆく 第7回 ～旧古河庭園～



都内でも有数のバラの名所として親しまれている旧古河庭園は、東京都が借り受けて一般公開している国有財産です。1919年（大正8年）に実業家である古河虎之助男爵の邸宅として現在の洋館、西洋庭園、日本庭園が整えられました。

レンガ造りの風情ある洋館は、西洋庭園・日本庭園に囲まれており、都内であることを忘れさせるような緑に包まれた場所ではありますが、ＪＲ京浜東北線の上中里駅から徒歩７分、東京メトロ南北線の

西ヶ原駅からも徒歩7分とアクセスしやすい場所に位置しています。

日本庭園では、夏は大滝の水音、秋は紅葉を楽しむことができますが、一番の見どころは毎年春と秋に西洋庭園にて催されるバラフェスティバルです。築後100年を迎えた重厚な洋館と、100種以上のバラにより幻想的な世界が広がります。

今年の秋は10月7日（土）～10月22日（日）に開催される予定です。春には入園時間が延長され、ライトアップされたバラの庭園と洋館を楽しむこともできます。

入園料もお手頃で、一般及び中学生１５０円、６５歳以上７０円。小学生以下及び都内在住・在学の中学生は無料です。この秋にカメラを片手に出かけるおすすめスポットです。

住所：西ヶ原1-27-39

開園時間：午前9時～午後5時

(入園は午後4時30分まで)

休園日：年末年始（12月29日～翌年1月1日）

問合せ：03-3910-0394

(旧古河庭園サービスセンター)

※ペット連れの入園不可

(広報部員：高坂友也)

サテライト相談会が開催一周年を迎えました

東京都行政書士会北支部では、北区の後援事業として、偶数月の第一火曜に北区役所第一庁舎一階ロビーにおいて定期的に無料相談会を開催しておりますが、より多くの区民の皆様に行行政書士相談をご利用いただく機会を作ることを目的に、区内各地のふれあい館（区民センター）等を会場にした「サテライト相談会」を創設し、昨年7月から、1月を除く奇数月に開催してまいりました。

各回の相談件数は別表のとおりで、赤羽会館など駅から近くアクセスのよい会場以外でも多数のご来場をいただきました。また、当初は会場周辺にお住まいの方が多く来場されることを想定しておりましたが、滝野川会場に赤羽エリアの方が来場される、浮間会場に王子エリアの方が来場されるなど、開催

地以外にお住まいの方にも多数ご来場いただきました。

このことは、開催地よりも「その方にとって必要なタイミングで相談会が開催されていること」が重要な要素であることを表しているといえます。サテライト相談会の創設により、区役所での相談会と併せるとほぼ毎月無料相談会が開催されることとなり「より多くの区民の皆様に行行政書士相談をご利用いただく」という目的については一定の成果をあげることができました。

東京都行政書士会北支部では、これからも充実した相談会活動を実践してまいります。

(広報部長：吉村信一)

日程	7/5	9/6	11/1	3/7	5/2	7/4	9/5
会場	赤羽会館	赤羽会館	田端 ふれあい館	滝野川東 ふれあい館	赤羽会館	浮間 ふれあい館	神谷 ふれあい館
相談件数	13	13	3	25	22	5	15
相談員数	3	4	4	5	4	4	4





ようこそ北支部へ!!

平成29年5月から9月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏 名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
門倉 友佑	H29.6.1	行政書士門倉事務所	中十条2-12-1-301 東京マンション	03-5948-9747
高橋 賢大	H29.6.1	行政書士高橋けんた事務所	滝野川6-44-12-1001 ルフィッポ 町 滝野川	050-5242-6895
奥田 将	H29.7.1	奥田将行政書士事務所	中十条3-32-11-305 富士見ビル	03-6685-8426
遠藤 文彦	H29.7.15	行政書士遠藤文彦法務事務所	赤羽北2-14-2	03-6313-1405
廣野 友規	H29.8.15	廣野行政書士事務所	赤羽1-59-9-102	03-6903-8126



門倉 友佑

許認可・市民法務に加え、SEの前歴を生かし「街のITコンシェルジュ」としても役立つ存在を目指します。



高橋 賢大

生まれ育った北区の地で、区民の皆様のお悩みにきめ細かく寄り添っていただけるような活動をしていきたいと考えています。



奥田 将

駆け出しでもいいところですが、個人としても勉強を重ね、社会の役にたてる専門家を目指す所存です。



遠藤 文彦

会社員時代、営業職一筋30年余。その経験を活かし、お客様が望まれる遺言・相続業務のお手伝いをさせていただきます。

~~~~~

## 土地家屋調査士と協業して



赤羽で事務所を開設しております、行政書士の帆秋です。私の事務所は土地家屋調査士事務所を併設しており、様々な分野で協力して業務を行っております。

この土地家屋調査士（以下、調査士）という資格について多くの方は馴染みがないかもしれませんが土地を二つに分ける場合や、建物を建築した場合等に、依頼を受けて実際に現地へ赴き、土地の測量や建物の調査を行い、表示（物理的現状を表す）登記を行う専門家です。（所有権等、権利の登記を行う司法書士とは異なります。）

調査士と行政書士の業務にどのような協力関係があるのかというと、例えば相続する土地を長男と次男で分けたいといった相談を私が受けた場合、調査士に分筆を頼み、意見を聞きながら分割協議書を作成したり、反対に調査士の業務で境界立会いを行っ

た際に隣接地所有者が亡くなっており、相続手続きが未了の場合に私がご相談をお受けしたりします。他にも農地転用、開発許可、遺言書作成等協力する分野は多岐に亘り、連携してご相談をお受け出来ることは併設事務所ならではの感覚でおります。

また、私自身も調査士業務の手伝いをすることがあるのですが、炎天下の中何時間も作業を行うこともあり、根をあげそうになったことが何度もあります。しかしながら、実際に現地へ行くと、また違った考えや新たな問題点に気付くこともあり、よりご相談者に添ったご提案が出来るのではないかと考えております。

これからもこの強みを生かし、不動産、遺言・相続の専門家として皆様のお役に立ちたいと考えております。

（広報部員・法教育推進委員会委員：帆秋啓史）



## 行政書士は身近な街の法律家

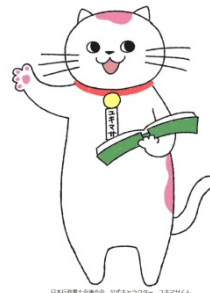
行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。



# 東京都行政書士会北支部 無料相談会

## ■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です  
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が  
分かりやすく丁寧にお答えします



## ■ さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

### 区役所定期相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

**日時** 12月19日(火)、2月6日(火)  
13:00~16:00

**場所** 北区役所第1庁舎1階ロビー  
(王子本町1-15-22)



### サテライト相談会・滝野川

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

**日時** 11月7日(火)  
13:00~16:00



**場所** 滝野川東ふれあい館第一ホールA  
(滝野川1-46-7)

QRコードを読み込むと会場地図を表示できます。

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安は一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただくと、適切な行政書士をご紹介します。

### ご予約・お問合せはこちらまで

#### 東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

**☎ 03-5963-7437**



**info@kitashibu.tokyo**

HP: <http://kitashibu.tokyo/>



[facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://facebook.com/kitashibu.tokyo/)

